

工事請負契約における単品スライド条項の適用について

最近の特定の建設資材の高騰を受け、当企業団の工事請負契約に関して、いわゆる「単品スライド条項」を国の運用を踏まえて以下のとおり適用します。

単品スライド条項について

単品スライド条項とは、阪神水道企業団工事請負契約約款第19条第5項に規定する条項で、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の国内価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を請求することができるというものです。

対象資材

鋼材類及び燃料油

請負金額変更の考え方について

対象資材の価格上昇に伴う請負代金額増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を増額変更

適用対象工事

平成20年9月1日時点で、継続中もしくは、それ以降の新規発注工事とします。ただし、継続中の工事については、工事請負契約約款（補則）に基づき、受注者と協議の上、単品スライド条項を適用するものとします。

[参考] 阪神水道企業団工事請負契約約款 (抜粋)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

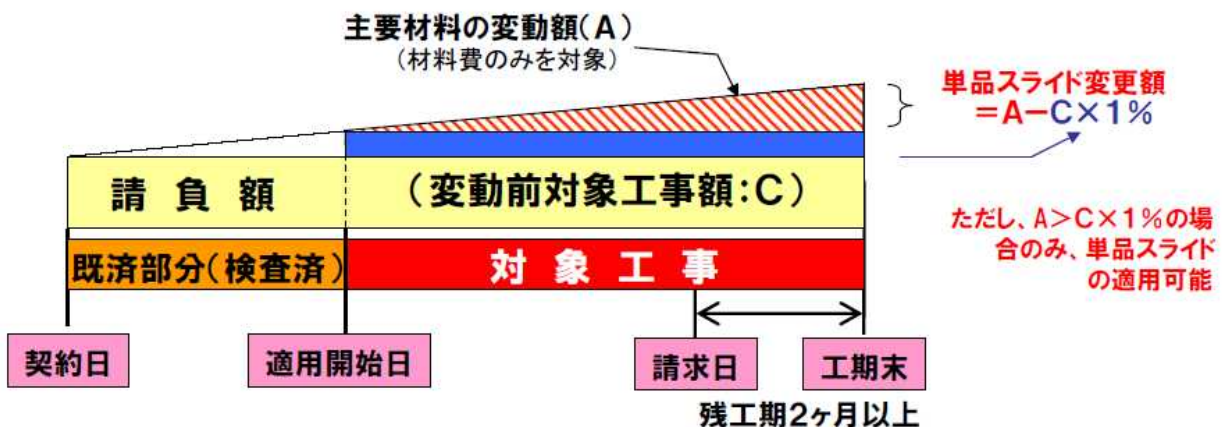
第19条 省略

2～4 省略

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、甲(企業団)又は乙(受注者)は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 省略

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め乙に通知する。



(補則)

第39条 この約款に定めがない事項については、阪神水道企業団契約規程及び関係法令によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

注 部分払いなしの約款は第36条